

「国民の祝日」と「公休日」を通してみる日韓社会

金 泰 虎

はじめに

本稿は、今日のカレンダー（Calendar）に見る日本の「国民の祝日」と韓国の「公休日」の制定やその変遷過程、そして制定の経緯や背景の分析を通じて日韓社会のあり方や特徴を究明するのが目的である。

日韓社会のあり方や特徴を追究するには様々な手法があるが、カレンダーにみる「休みの日」をもって分析を行うのも一つの方法であろう。つまり、このアプローチ（approach）はユニーク（unique）な発想であり、興味深い切り口であると考ええる。

前近代における東アジア（Asia）の日本・朝鮮・中国では、伝統的に月の変動を基準とした「太陰暦」を用いたが、それは閏月を挿入して季節とのズレを補正する「太陰太陽暦」である。しかし、日本は近代国民国家成立期に西洋からもたらされた、地球の公転運動、つまり1太陽暦を基準とする「太陽暦」を、アジアでいち早く取り入れたのである。現在、世界ではイスラム（Islam）社会以外は西暦、つまりグレゴリオ（Gregorian）暦を一般的に使っている。一年の日数をできるだけ1太陽年に一致するように作られたもので、太陽の動きに季節の区切りも合わせるため、閏日を挿入して補正する。

日本では、明治5（1872）年、朝鮮（のち、1897年に大韓帝国、引き続き1948年には大韓民国＜韓国＞と改称する）では、高宗32（1895）年にグレゴリオ暦が導入された。これに伴って、従来東アジアにおいて使われてきた暦を「陰暦」・「旧暦」とし、グレゴリオ暦を「陽暦」・「新暦」と称するようになった。今日、日にちを言うとき、特に断りもない限りは、一般的に「陽暦」で記したカレンダーの日にちを意味する。

ところで現在、日韓におけるグレゴリオ暦のカレンダーに示している「休みの日」は、基本的には陽暦に基づいて、国家主導でそれぞれ日本は「国民の祝日」、韓国は「公休日」として名付けて社会に定着させている。

日韓のカレンダーに示されている「国民の祝日」や「公休日」に早くから着目して分析を行ったのは、張籌根氏である⁽¹⁾。氏は、日本や韓国だけではなく、中国（台湾）を含んだ東アジア全体を視野に入れて、各国の「休みの日」を比較している。この試みは評価できるものの、単に「休みの日」を並べるだけの比較に終わっている。

一方、崔吉城氏も同じく東アジアの日本・韓国・台湾三カ国における「祝祭日」を比較しているが、とりわけ韓国における陽暦の「公休日」導入に伴う陰暦との葛藤を分析している⁽²⁾。つまり、新文明とも言える陽暦の採択後、根強く表れた民衆の陰暦に対する意識を明らかにしているのである。今や韓国国民の間にあった陽暦と陰暦の葛藤は、韓国の「公

休日」の改正によって解消され、昔話になっている。

さらに、日本の「国民の祝日」の分析を行った金容儀氏は、「国民の祝日」が最初に制定されたのは、大正元（1917）年であり、現行（2000年現在）の「国民の祝日」にみる特徴には天皇家との密接な関係があるとしている⁽³⁾。しかし、「国民の祝日」の始まりはいつなのか、また果たしてそれには天皇家にまつわる特徴しかないのだろうか。

本稿では、先行研究を踏まえて、現在の日韓のカレンダーに赤字で記されている「国民の祝日」や「公休日」に限定し、両者の単純比較ではなく、日本の近代国民国家成立期から今日まで、そして韓国の植民地支配の解放から現在に至るまでの変遷を辿りつつ、戦後に日韓で制定して改正を重ねてきたその背景や経緯を追究する。両国のカレンダーにみる「国民の祝日」や「公休日」には、日韓の独自のイデオロギー（Ideology）が反映されていると考えられ、それらがいつから、どんな日をもって、いかなる目的や趣旨で制定されてきたのかという分析は、提起した課題を明確にする上で欠かせないことである。この考察を通して、今日における日韓社会のあり方やその特徴を明確にしたい。

1. 日本における「国民の祝日」の変遷

(1) 「休暇日」と「休日」

日本は、近代国民国家成立期の明治5（1872）年11月9日、『太政官布告』の「依テ自今旧曆ヲ廢シ太陽曆ヲ用ヒ天下永世之ヲ尊行セシメン」⁽⁴⁾のように、陰曆に替わって陽曆を採択した。その過程で、陰曆で行っていた年中行事を、ほぼそのまま陽曆に置き換えてカレンダーに据えたのである。例えば、年中行事の陰曆7月7日「七夕」は、陽曆7月7日に切り替えた。陰曆7月15日の「盂蘭盆」（「お盆」や「中元」とも言う）はそのまま陽曆に置き換えたのではなく、一カ月遅れの陽曆8月15日にしている。この陽曆8月15日を「お盆」にする地域は、関西を初めとする北海道・新潟・長野など比較的全国の広範囲に広がっている。一方、陰曆7月15日を陽曆に切り替えた7月15日「お盆」の地域は東京・横浜・東北地方であり、沖縄・南西諸島は従来の陰曆7月15日「お盆」の傾向が強い⁽⁵⁾。ひいては、養蚕が盛んだった1960年代における長野県東御市の地域は、8月は養蚕で忙しかったため9月に「お盆」を迎えるなど、日本国内でも地域によってお盆の時期が異なっていた⁽⁶⁾。なお、陰曆15日の「お盆」は必ず満月になるが、陽曆に切り替えた「お盆」には満月が期待できない。陽曆の導入によって「旧盆」という用語が生まれたが、陰曆8月15日は「仲秋名月の日」・「十五夜」とし、今でも人々が満月の夜空を楽しむ日となっている。

ところで、日本では近代国民国家成立期のいつをもって「休みの日」を制定したのであろうか。

日本における「休みの日」に関する最初の規定は、近代国民国家成立期の明治6（1873）年に制定された『太政官布告』⁽⁷⁾の「休暇日」に関するものである。この明治期の「休暇日」

から大正期の「休日」、そして昭和期の「休日」に至るまでの変遷を整理すると、以下の（表1）のようになる。

（表1）「休暇日」・「休日」の変遷（明治6<1873>年～昭和2<1927>年）

時期	法律	休暇日・休日	時期
①明治6（1873）年10月14日	『太政官布告』第344号	元始祭 新年宴会 孝明天皇祭 紀元節 神武天皇祭 神嘗祭 天長節 新嘗祭	1月3日 1月5日 1月30日 2月11日 4月3日 9月17日 11月3日 11月23日
②明治11（1878）年6月5日	『太政官布告』第23号	春季皇霊祭 秋季皇霊祭	春分日 秋分日
③明治12（1879）年7月5日	『太政官布告』第27号	神嘗祭	10月17日
④大正元（1912）年9月4日	『勅令』第19号	孝明天皇祭 明治天皇祭 天長節	廃止 7月30日 8月31日
⑤昭和2（1927）年3月4日	『勅令』第25号	天長節 明治天皇祭 明治節 大正天皇祭	4月29日 廃止 11月3日 11月25日

<参考>

- ・元始祭：歴代皇霊の鎮祭を行う儀式
- ・新年宴会：宮中で行われる新年の祝賀行事
- ・紀元節：『古事記』、『日本書紀』の説話における神武天皇が即位した日
- ・神武天皇祭：神武天皇崩御の日における祈念儀式
- ・天長節：戦前における今上天皇誕生日の名称
- ・神嘗祭：天皇がその年の収穫を伊勢神宮の天照大神に奉る儀式
- ・新嘗祭：天皇が新穀を天神地祇に供え、天皇自ら食べる宮中の儀式
- ・孝明天皇祭：孝明天皇崩御の日における祈念儀式
- ・明治天皇祭：明治天皇崩御の日における祈念儀式
- ・大正天皇祭：大正天皇崩御の日における祈念儀式
- ・春季皇霊祭：春に皇室が歴代天皇、皇后、皇族などの皇祖の神霊を祀る儀式
- ・秋季皇霊祭：秋に皇室が歴代天皇、皇后、皇族などの皇祖の神霊を祀る儀式

（表1）の「休暇日」は、明治6（1873）年に定められたのを根幹に、明治11（1878）年には『太政官布告』⁽⁸⁾によって改正が行われ、「春季皇霊祭」（春分日）や「秋季皇霊祭」（秋分日）が「休暇日」となった。さらに、翌年の明治12（1879）年には『太政官布告』でもって改正が行われたが、「神嘗祭」（10月17日）を新たに「休暇日」に加えた⁽⁹⁾。その後、大正元（1912）年に新たに制定された『勅令』⁽¹⁰⁾によって「休日」の規定が公布、即日施行されることによって、明治6（1873）年に制定された『太政官布告』の「年中祭日

祝日ノ休暇日ヲ定ム」は改定されることとなった。明治期の「休暇日」という名称も大正期の改正によって「休日」と改称された。この大正元年における改正の内容は、明治天皇の崩御によるものであり、先代の「孝明天皇祭」（1月30日）は廃止され、新たに明治天皇の崩御日（7月30日）をもって「明治天皇祭」と定めた。なお、「天長節」の対象も明治天皇（11月3日）から大正天皇（8月31日）へと変わったのである。ところで、この明治期の「休暇日」や大正期の「休日」は、すべてが皇室行事の日である。

大正元（1912）年の「休日」は、なお昭和2（1927）年に改正され、敗戦時まで適用された。この改正は、大正天皇の崩御によるもので、大正天皇の崩御日（12月25日）は「大正天皇祭」になり、「天長節」の対象も大正天皇（8月31日）から昭和天皇（4月29日）へ変わった。但し、明治天皇の「天長節」は、「明治節」の名称に変えられて「休日」とされた。

しかし、昭和2（1927）年の「休日」の『勅令』は敗戦とともに廃止され、以下の（表2）のように、1948年の「国民の祝日に関する法律」⁽¹¹⁾に改められた。その名称も「休日」から「国民の祝日」へと改められ、公布後即日施行されたのである。

（2）「国民の祝日」

1948年に制定された（表2）の「国民の祝日に関する法律」は、戦後における「国民の祝日」の根幹をなし、時代とともに改正を重ねつつ、今日にまできている。以下では、その「国民の祝日」の変遷を整理して考察を行う。

（表2）「国民の祝日」の変遷（1948年～2010年）

法律	「国民の祝日」	日付	備考
①1948年7月20日（法律第178号）	元日	1月1日	即日施行
	成人の日	1月15日	
	春分の日	春分日（3月20～21日頃）	
	天皇誕生日	4月29日	
	憲法記念日	5月3日	
	こどもの日	5月5日	
	秋分の日	秋分日（9月22～23日頃）	
	文化の日	11月3日	
	勤労感謝の日	11月23日	
	②1966年6月25日（法律第86号）	建国記念の日	
	敬老の日	9月15日	
	体育の日	10月10日	
③1973年4月12日（法律第10号）	「振替休日」		即日施行
④1985年12月27日（法律第103号）	「国民の休日」		即日施行
⑤1989年2月17日（法律第5号）	天皇誕生日の変更	12月23日	即日施行
	みどりの日	4月29日	
⑥1995年3月8日（法律第22号）	海の日	7月20日	1996年1月1日施行
⑦1998年10月21日（法律第141号）	成人の日の変更	1月第2月曜日	2000年1月1日施行
	体育の日の変更	10月第2月曜日	

⑧2001年6月22日（法律第59号）	海の日の変更 敬老の日の変更	7月第3月曜日 9月第3月曜日	2003年1月1日施行
⑨2005年5月20日（法律第43号）	昭和の日 みどりの日の変更	4月29日 5月4日	

<参考>

- ・①は、1948年7月20日制定の「国民の祝日に関する法律」（『法律』第178号）である。
- ・②～⑨は、いずれも①「国民の祝日に関する法律」の改正である。
- ・春分日や秋分日は、太陽が春分点、または秋分点を通過した瞬間の天文学上の日であるため、確定せず「頃」と記す。正確な日は、国立天文台が作成する『暦象年表』という小冊子に基づいて閣議で決定され、前年2月第1平日の官報で発表される。

（表2）「国民の休日」の変遷における大きな特徴と言えば、次のことが指摘できよう。

1973年の「国民の祝日に関する法律」第3条第2項には、「国民の祝日が月曜日に当たるときはその後日において最も近い国民の祝日ではない日を休日とする」と定めて⁽¹²⁾、いわゆる「振替休日」を設けている。そして、1985年の「国民の祝日に関する法律」第3条第3項の「その前日及び翌日が国民の祝日である日（国民の祝日ではない日に限る）は、休日とする」⁽¹³⁾という「国民の休日」が定められた。1985年の法律制定によって、5月3日の「憲法記念日」や5月5日の「こどもの日」との間にある5月4日は「国民の休日」となった。しかし、2005年に「みどりの日」を5月4日に変更することによって「国民の休日」が「国民の祝日」へと名称を変えたのである。

この「振替休日」や「国民の休日」に加え、週休2日制の定着に伴い、月曜日を休日とすることで、土・日曜日と合わせて3連休にし、余暇を過ごしてもらおうという趣旨で、1998年から2001年にかけて「ハッピーマンデー（Happy Monday）制度」が制定された。つまり、（表2）で確認できるように、1998年に「成人の日」・「体育の日」を月曜日固定とする法律が制定され、2000年に実施された。前者は「1月15日」、後者は「10月10日」の固定日から「1月第2月曜日」と「10月第2月曜日」に変わった。さらに、2001年には同じく「海の日」が「7月20日」から「7月第3月曜日」、そして「敬老の日」は「9月15日」から「9月第3月曜日」へと変更になった。

この年4回の月曜日の「国民の祝日」に加えて、場合によって生じる「振替休日」を入れると、月曜日の休みが他の曜日に比べて多い。したがって、学校では月曜日だけの授業時間数が足りないという問題点を抱えるようになった。結果、一部の大学では授業時間数を埋めるため、月曜日が「国民の祝日」や「振替休日」であるにも関わらず、授業を実施しているのである。

ところで、正月三カ日はカレンダーでは赤字の「元日」だけが「国民の祝日」であるが、事実上は前後1週間程度の休みになるのが一般的である。そして、4月29日の「昭和の日」から5月5日の「こどもの日」までは「ゴールデンウィーク（Golden Week）」と言われ、「国民の祝日」を含めて約1週間が休みになる。なお、「敬老の日」が9月第3月曜日の曜日固定になったため、土・日・月曜日に9月22～23日頃になる「秋分の日」も合わせると

4日間、場合によって「国民の休日」まで生じると、5日間の「国民の祝日」が生まれ、「シルバーウィーク（Silver Week）」と言われる休みが取れるのである。これらは経済成長を成し遂げた先進国に相応しい余裕を生み、連休を誘導してゆとりのある暮らしをもたらす休みと言えよう。

また、(表2)における「国民の祝日」以外にも皇室関係の慶弔行事が行われる場合は、その年に限りそれが実施される日を特別に「国民の祝日」にしてきた。例えば、皇太子明仁親王の結婚の儀（1959年4月10日）、昭和天皇大喪の礼（1989年2月24日）、即位の礼正殿の儀（1990年11月12日）、皇太子徳仁親王の結婚の儀（1993年6月9日）などである。

このように、「国民の祝日」には、元来、日にちが確定している「国民の祝日」に加えて、「振替休日」、「国民の休日」、特別な「国民の祝日」が含まれている。言い換えれば、広義の「国民の祝日」とは「国民の祝日」・「振替休日」・「国民の休日」・特別な「国民の祝日」を合わせたものであり、狭義の「国民の祝日」は「振替休日」・「国民の休日」・特別な「国民の祝日」を除いた「国民の祝日」だけを指すのである。

(3) 「休日」と「国民の祝日」

次は、昭和2（1927）年に制定した「休日」⁽¹⁴⁾と、(表2)の1948年に『法律』で制定の上⁽¹⁵⁾、さらに改正を加えて今日に至っている「国民の祝日」とを対比させて、(表3)にまとめた。これによって、「休日」（1927年）や「国民の祝日」（2005年）の特徴について考察していきたい。

(表3) 「休日ニ関スル件」（1927年）と「国民の祝日に関する法律」（2005年）

「休日ニ関スル件」 （『勅令』第25号）	日付	「国民の祝日に関する法律」 （『法律』第43号）
—	1月1日	元日
元始祭	1月3日	—
新年宴会	1月5日	—
—	1月第2月曜日	成人の日
紀元節	2月11日	建国記念の日
神武天皇祭	4月3日	—
天長節	4月29日	昭和の日
—	5月3日	憲法記念日
—	5月4日	みどりの日
—	5月5日	こどもの日
—	7月第3月曜日	海の日
—	9月第3月曜日	敬老の日
—	10月第2月曜日	体育の日
神嘗祭	10月17日	—
明治節	11月3日	文化の日
新嘗祭	11月23日	勤労感謝の日
—	12月23日	天皇誕生日

大正天皇祭	12月25日	—
春季皇霊祭	春分日（3月20～21日頃）	春分の日
秋季皇霊祭	秋分日（9月22～23日頃）	秋分の日

<参考>

・明治節：崩御後における明治天皇の誕生日

(表3)に基づいて戦前の「休日」や現在の「国民の祝日」に連続性があるかどうか、連続性がないなら、それはいかなるものなのかを考察したい。

戦前における「休日」の中で、名称を変えながら、引き続き戦後の「国民の祝日」へ受け継がれているのは、「紀元節」・「天長節」・「明治節」・「新嘗祭」・「春季皇霊祭」・「秋季皇霊祭」である。つまり、「紀元節」→「建国記念の日」、「明治節」→「文化の日」、「新嘗祭」→「勤労感謝の日」、「春季皇霊祭」→「春分の日」、「秋季皇霊祭」→「秋分の日」となっている。

明治、大正、戦前の昭和時代における天皇誕生日の「天長節」という名称は、戦後の昭和や平成時代には「天皇誕生日」、そして明治天皇の死後、明治天皇の「天長節」は「明治節」へと変わっている。これは在位期間中、日本が統一国家として成立して発展し、国家の威信を高めたということで、戦後には「文化の日」に改称されている。すなわち、「天長節」（明治時代）→「明治節」（戦前の大正・昭和時代）→「文化の日」（1948年以降）の変遷を辿っている。これらは国家主義と天皇崇拜の視点に基づいて定められた「国民の祝日」と言える。

一方、「昭和の日」を遡ってみると、「天長節」（戦前の昭和時代）→「天皇誕生日」（1948年以降）→「みどりの日」（崩御後の1989年以降）→「昭和の日」（2005年）である。つまり1988年、昭和天皇の崩御によって、その誕生日（4月29日）が1998年から今上天皇の誕生日（12月23日）に変わり、昭和天皇の誕生日（4月29日）は「みどりの日」に改正されたのである。その後、2005年の改正によって2007年から「4月29日」は「昭和の日」、そして「5月4日」は「みどりの日」に改められた。つまり、「みどりの日」はそもそも昭和天皇誕生日から始まり、「昭和の日」へスライド（slide）している。したがって、「みどりの日」と「昭和の日」はその根源が同じなのである。

ところで、戦前の「元始祭」を初めとするすべての「休日」は、皇室の祭典を行う「祭日」であった。このうち、「休日」ではない「新年節（四方拝）」⁽¹⁶⁾、そして「紀元節」・「天長節」・「明治節」を合わせて、国家的な祝いの日である「4大節」として、学校や軍隊では祝賀式が行われていたのである。

このように、多くの「国民の祝日」は戦前の天皇制と深く関わる「休日」を改称して、受け継いでいるものである。しかし、戦前の「元始祭」・「新年宴会」・「神武天皇祭」・「神嘗祭」・「大正天皇祭」は、戦後には受け継がれず、皇室とは関係のない新たな「国民の祝日」が、制定されている。

戦前は「休日」ではなかった「1月1日」は、1948年から「国民の祝日」の「元日」と

して定められた。「元日」は、そもそも年の初めの早朝に天皇が天地四方及び山稜を拝して、年災を払い、幸福無事を祈る行事を行った「新年節（四方拝）」である。

一方、皇室と関わりが薄い戦後に定めた「国民の祝日」としては、「成人の日」・「憲法記念日」・「こどもの日」・「海の日」・「敬老の日」・「体育の日」が取りあげられる。特に、月曜日固定に替わる前の「1月15日」の「成人の日」は「小正月」、そして「5月5日」の「こどもの日」は「端午」の節句にその根源がある。この中でも「憲法記念日」は、天皇象徴制・三権分立・民主主義・人権尊重・平和主義をうたっている戦後の日本国憲法を記念するための「国民の祝日」である⁽¹⁷⁾。さらに、「体育の日」は1964年に東京オリンピック（Olympic）の開会式が行われた「10月10日」を記念して制定されたのである。

以上、現在の「国民の祝日」は戦前の「休日」を改めたものが多いが、これらの「国民の祝日」は「天皇制関連の祝日」や「一般の祝日」に細分化することができよう。つまり、前者と関わるのは「元日」・「建国記念の日」・「昭和の日」・「文化の日」・「勤労感謝の日」・「天皇誕生日」・「春分の日」・「秋分の日」・「みどりの日」、後者としては「成人の日」・「憲法記念日」・「こどもの日」・「海の日」・「敬老の日」である。特に、節句と関わるのは「成人の日」・「こどもの日」と言えよう。

2. 韓国における「公休日」の変遷

(1) 「公休日」

朝鮮（1897年からは大韓帝国、そして1948年には大韓民国＜韓国＞と改称）は、伝統的に宗主国の地位にあった清の強い影響を受けていた。しかし1876年、日本と朝鮮が「江華島条約」を結んだのを契機に、従来の構図に日本が加わることになった。その後、高宗31（1894）年の日清戦争が勃発し、清が日本に敗北したことによって、清に代わり朝鮮には日本の強い影響が及ぶようになった。それで、翌年の高宗32（1895）年には、日本が強引に「甲午更張」という改革を推し進めたため、朝鮮も陽暦を使用するようになった。そして、1905年の日露戦争で日本が勝利したことで、さらに日本の影響が増していき、大韓帝国は日本の保護下に入り、1910年には韓国併合に至る。それ以来、韓国は1945年まで日本の植民地支配を受けることとなった。1945年8月15日、ようやく韓国は日本の植民地支配から解放されるが、直後に今度は米国の軍政による信託統治を受けることになる。

このように、朝鮮は諸外国に門戸を開く19世紀末の「開化期」から1948年8月15日に大韓民国（韓国）の政府が樹立されるまで、日本の影響が強く独自の「休みの日」を制定することができなかつたのである。したがって、以下では韓国の独自の考え方でもって「休みの日」を制定するようになる1948年の政府樹立以降の状況から取り上げることにする。

ところで、韓国政府の樹立後も公では陽暦を使いつつ、1949年6月4日には「官公署の公休日に関する件（官公署의 公휴日예 관한件）」⁽¹⁸⁾が制定されて、「公休日」の規定が成立した。この「公休日」に関する規定は、(表4)でみるように改正を重ねて、今日に至

っている。

以下では、「公休日」の変遷について詳細に検討を加えて、その特徴を分析する。

(表4) 「公休日」の変遷（1949年～2010年）

法律	「公休日」の名称	日付	備考
①1949年6月4日 (大統領令第124号)	日曜日 国慶日 (三・一節) (制憲節) (光復節) (開天節) 1月1・2・3日 植木日 秋夕(秋收節) 基督誕辰日 そのほか政府が随時指定する日 (其他 政府에서 随時 指定하는 날)	3月1日 7月17日 8月15日 10月3日 1月1・2・3日 4月5日 陰暦8月15日 12月25日	即日施行
②1950年9月18日 (大統領令第392号)	国際聯合日	10月24日	即日施行
③1956年4月19日 (大統領令第1145号)	顕忠記念日	6月6日	即日施行
④1959年3月27日 (大統領令第1461号)	振替休日		即日施行
⑤1960年3月16日 (大統領令第1568号)	植木日の廃止 砂防の日(砂防의 날) ハングルの日(한글날)	3月15日 10月9日	即日施行
⑥1960年12月30日 (國務院令第152号)	振替休日の廃止		即日施行
⑦1961年2月27日 (國務院令第210号)	砂防の日(砂防의 날)の廃止 植木日の復活	4月5日	即日施行
⑧1968年5月27日 (大統領令第3471号)	在外公館の公休日の制定		即日施行
⑨1970年6月15日 (大統領令第5036号)	法律名称の変更及びハングル表記		即日施行
⑩1975年1月27日 (大統領令第7535号)	子供の日(어린이날) 釈迦誕辰日	5月5日 陰暦4月8日	即日施行
⑪1976年9月3日 (大統領令第8235号)	国軍の日(국군의 날) 国際聯合日の廃止 顕忠日に改称	10月1日	即日施行
⑫1985年1月21日 (大統領令第11615号)	民俗の日(民俗의 날)	陰暦1月1日	即日施行
⑬1986年9月11日 (大統領令第11962号)	秋夕(秋收節)	陰暦8月15・16日	即日施行
⑭1989年2月1日 (大統領令第12616号)	1月1・2日 スルナル(설날) 秋夕	1月1・2日 陰暦12月末日・1月 1・2日 陰暦8月14・15・16日	即日施行

⑮1990年11月5日 (大統領令第13155号)	ハングルの日 (한글날) の除外 国軍の日 (국군의 날) の除外 在外公館の公休日の改正	1月1日	1991年 1月1日 施行
⑯1998年12月18日 (大統領令第15939号)	1月1日 在外公館の公休日の改正		1999年 1月1日 施行
⑰2005年6月30日 (大統領令第18893号)	植木日の除外 制憲節の除外		即日施行 2007年ま では存続
⑱2006年9月6日 (大統領令第19674号)	選挙日の公休日の制定		即日施行

<参考>

- ・①は、1949年6月4日に制定された「官公署の公休日に関する件 (官公署의 公휴일에 관한 件)」(『大統領令』第124号、韓国)である。
- ・②～⑧は、いずれも①「官公署の公休日に関する件」の改正である。
- ・⑨は、1970年6月15日に制定された「官公署の公休日に関する規定 (관공서의 公휴일에 관한 규정)」(『大統領令』第5036号、韓国)である。
- ・⑩～⑱は、いずれも⑨「官公署の公休日に関する規定」の改正である。

(表4)でみるように、1949年6月4日「官公署の公休日に関する件 (官公署의 公휴일에 관한 件)」を公布しているが、日本と異なるのは、韓国では日曜日も「公休日」と定めていることである。そこで日曜日を「公休日」から省いた上で、「公休日」の制定から今日に至るまでの変遷やその特徴を取り上げていくことにする。

韓国では、1949年から名称なしで陽暦1月1・2・3日を「公休日」にしてきたが、韓国社会では一般的に「新正」、または「陽暦スル (설)」と言われる。一方、陰暦「1月1日」は「公休日」に指定してこなかったが、植民地支配以来、陽暦の使用に対する韓国国民の根強い反感があり、陰暦「1月1日」を「スルナル (설날)」と固執してきた。その背景には植民地時代、日本政府によって陽暦が使用され、また「新年節 (四方拜)」が行われたことなどがあると考えられる。大韓民国の樹立後も陽暦1月1・2・3日は「公休日」となり、国民はこの三日間の「公休日」を休みつつも、陰暦「1月1日」が「公休日」ではないにも関わらず、さらに休む人が多かった。つまり、陽暦1月1・2・3日や陰暦「1月1日」の両方を休む「二重過歳」という現象が起きた⁽¹⁹⁾。

しかし、(表4)でみるように、1985年に陰暦「1月1日」を「民俗の日 (민속의 날)」と指定して、1日だけを「公休日」にした。1989年からは「スルナル (설날)」と称して、陰暦12月末日と1月1・2日までの3日間を「公休日」にする一方、陽暦1月1・2日の2日間を「公休日」にした。これで「二重過歳」の問題は解決され、また陰暦「1月1日」が「スルナル (설날)」として定着するようになったのである。さらに、1999年からは、陽暦1月1・2日の二日間であった「公休日」が、「1月1日」の1日だけに改正された。この一連の改正によって、「スルナル (설날)」をめぐる陰暦と陽暦の葛藤は解消されたのである。

陰暦に対する韓国人の執着は、陰暦「1月1日」の「スルナル (설날)」だけではない。「秋夕」は1949年、「釈迦誕辰日」は1975年の「公休日」制定時から陰暦で定められた。なお、未だに韓国人は陰暦に対する根強い拘りを持っており、他にも誕生日、祭祀 (法事) を陰暦でもって行うことが多い。このこともあって、今の韓国における陽暦のカレンダーには、小さい字で陰暦を並記している⁽²⁰⁾。

ところで、2006年の『大統領令』からは選挙日を「公休日」と定めている。しかし、以前から選挙日は「公休日」であった。つまり1949年以来、「その他政府が随時に指定する日 (其他 政府에서 随時 指定하는 날)」でもって、基本的に選挙日は平日に行われる臨時「公休日」となっていた。2006年以前、選挙日の臨時「公休日」指定は、国務会議の審議やその決定をもって決まったのである。しかし、2006年の『大統領令』によって国務会議という手続きを踏まなくても任期満了に伴う選挙日は、自動的に臨時「公休日」ということになったのである。日曜日を選挙日にする日本とは対照的に、韓国では選挙日は平日であり、臨時「公休日」とする。ちなみに、韓国の国政選挙には様々な種類があるが、代表的なのは国会議員や大統領選挙が挙げられる。この国会議員の選挙の際、他の国政選挙、つまり教育委員長などの選挙も兼ねて行っている。他にも「大統領就任日」・「国葬日」などは臨時「公休日」となるが、これらは国務会議の審議やその決定という手続きをもって指定される。

(2) 「国慶日」と「記念日」

1949年10月1日には「国慶日に関する法律 (国慶日 法律)」⁽²¹⁾でもって、4つの「国慶日」を定め、これらを「公休日」にした。この法律の第1条には、「国家のめでたい日を記念するため、国慶日を定める」⁽²²⁾として、「国慶日」を決める趣旨を明らかにしている。(表4)で示しているように、4つの「国慶日」とは、「三・一節」、「制憲節」、「光復節」、「開天節」である。つまり、「公休日」の中には「国慶日」と名付けられているものが含まれている。

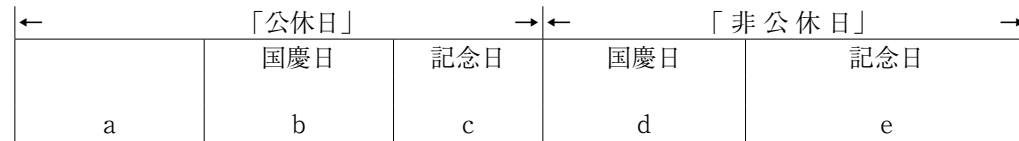
ところで、2005年「国慶日に関する法律」の改正を行い、4つの「国慶日」に「ハングルの日 (한글날)」を加えて、5つの「三・一節」・「制憲節」・「光復節」・「開天節」・「ハングルの日 (한글날)」に改めた⁽²³⁾。しかし、「ハングルの日 (한글날)」⁽²⁴⁾は、1990年「公休日」から除外された⁽²⁵⁾。したがって、「公休日」ではないものの、「国慶日」ならびに「記念日」ではある。また、2005年には「官公署の公休日に関する規定 (관공서의 公휴일에 관한 규정)」の改正⁽²⁶⁾をもって、2007年から「制憲節」⁽²⁷⁾も「公休日」から除外したが、「国慶日」ではある。

ところで、韓国の「記念日」に関しては、1973年に初めて「各種の記念日などに関する規定 (각종 기념일등에 관한 규정)」が制定された⁽²⁸⁾。その後、改正を重ねて現在に至るが⁽²⁹⁾、「公休日」には「記念日」も混ざっているのである。

さらに、この「記念日」には「公休日」であるものと、「公休日」ではないものがある。

実は、2008年の「各種の記念日などに関する規定 (각종 기념일등에 관한 규정)」によると、後者の「公休日」ではない「記念日」のほうが前者より遙かに多い。2010年現在、40個の政府制定の「記念日」がある。そこで、「公休日」・「国慶日」・「記念日」の関係が複雑なため、整理をして示したのが、(図1)である。

(図1) 韓国における「公休日」・「国慶日」・「記念日」の関係



(図1)のaは「公休日」である「1月1日」・「スルナル (설날)」・「釈迦誕辰日」・「秋夕」・「基督誕辰日」、bは「公休日」で「国慶日」でもある「三・一節」・「光復節」・「開天節」である。cは「記念日」で、かつ「公休日」の「子供の日」・「顕忠日」である。dは「国慶日」ではあるものの、「公休日」から外した「ハングルの日 (한글날)」・「制憲節」である。eは2008年「各種の記念日などに関する規定 (각종 기념일등에 관한 규정)」による「非公休日」の「記念日」である。例えば、「公休日」の「記念日」から除外された「植木日」・「国軍の日 (국군의 날)」・「国際聯合日」を含む『大統領令』で定められた様々な「非公休日」の「記念日」が取り上げられる⁽³⁰⁾。

ここで、(表4)の「公休日」を(図1)に照らし合わせて、さらに分類してみる。「日曜日」や「その他政府が随時に指定する日 (其他 政府에서 随時 指定하는 날)」を除く「公休日」には、「国慶日」や「記念日」の他、さらにaは「名節」(歳時習俗)と「宗教記念日」に分けられよう。「名節」とは「スルナル (설날)」・「秋夕」、そして「宗教記念日」とは「釈迦誕辰日」・「基督誕辰日」である。

3. 「国民の祝日」と「公休日」の制定趣旨

(1) 「国民の祝日」と「公休日」

日韓における「国民の祝日」や「公休日」を定めた趣旨やその意味合いを中心に分析を行うことにする。現行の「国民の祝日」と「公休日」を対照してまとめたのが、次の(表5)である。

(表5) 「国民の祝日」と「公休日」(2010年現在)

日本「国民の祝日」	日付	韓国「公休日」
元日	1月1日	1月1日
—	陰暦12月末日・1月1・2日	スルナル (설날)
成人の日	1月第2月曜日	—

建国記念の日	2月11日	—
—	3月1日	三・一節
春分の日	春分日 (3月20~21日頃)	—
—	陰暦4月8日	釈迦誕辰日
昭和の日	4月29日	—
憲法記念日	5月3日	—
みどりの日	5月4日	—
こどもの日	5月5日	子供の日 (어린이날)
—	6月6日	顕忠日
海の日	7月第3月曜日	—
—	8月15日	光復節
—	陰暦8月14・15・16日	秋夕
敬老の日	9月第3月曜日	—
秋分の日	秋分日 (9月22~23日頃)	—
—	10月3日	開天節
体育の日	10月第2月曜日	—
文化の日	11月3日	—
勤労感謝の日	11月23日	—
天皇誕生日	12月23日	—
—	12月25日	基督誕辰日

<参考>

- ・日本の「振替休日」、「国民の休日」は示さず。
- ・韓国政府が随時に指定する日や選挙日の「公休日」は示さず。

まず、(表5)における日本の「国民の休日」は、どんな趣旨で制定されたのか、2005年に改正された以下の「国民の祝日に関する法律」第2条を取り上げてみることにする⁽³¹⁾。

第2条、「国民の祝日」を次のように定める。

元日、年のはじめを祝う。

成人の日、大人になった事を自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます。

建国記念の日、建国をしのび、国を愛する心を養う。

春分の日、自然をたたえ、いきものをいつくしむ。

昭和の日、激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす。

憲法記念日、日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。

みどりの日、自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ。

こどもの日、こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する。

海の日、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う。

敬老の日、多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う。

秋分の日、祖先をうやまい、なくなった人々をしのぶ。

体育の日、スポーツに楽しみ、健康な心身をつちかう。

文化の日、自由と平和を愛し、文化をすすめる。

勤労感謝の日、勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。

天皇誕生日、天皇の誕生日を祝う。

すでに言及してきたように、現在の「国民の祝日」は戦前の「休日」を受け継ぐものが多い。しかし、「国民の祝日」に改称して、上記の2条のようにその趣旨を定めているが、戦前の皇室行事のような雰囲気は漂わない。

一方、韓国では1949年の「官公署の公休日に関する件 (官公署의 公휴일에 관한 件)」や1970年に「官公署の公休日に関する規定 (관공서의 공휴일에 관한 규정)」を改正しているが、その「公休日」の趣旨や目的は示されていない。ところで、2008年の「各種の記念日などに関する規定 (각종 기념일등에 관한 규정)」には「公休日」の「記念日」である「子供の日 (어린이날)」や「顕忠日」については、その行事内容が示されている⁽³²⁾。

第6条2項、各種の記念日などに関する規定の一部を次のように改定する。

子供の日、子供を素直に賢く健やかに育てるための行事を行う。

顕忠日、護国靈魂の冥福を祈り、殉国者及び戦没將兵の崇高な護国精神と偉勲を偲ぶ行事を行う。

この第6条2項の中で「公休日」、かつ「記念日」でもある「子供の日 (어린이날)」や「顕忠日」の行事内容は、その趣旨や目的とも読み取れる。つまり、未来を担う子供の健やかな成長、そして国家のため命を捧げた人々の冥福を祈ることである。

この「子供の日 (어린이날)」の原点を探ると、植民地支配下の1923年5月1日、「色童会」という団体を中心に方定換という人が「子供の日 (어린이날)」の宣言をして記念行事を行い、1927年からは5月の最初の日曜日に変えて行った。その後、1939年には正式に「子供の日 (어린이날)」を制定したが、「休日」ではなかった。解放後、1946年に大韓民国の「子供憲章 (어린이 憲章)」が定められ、1957年になって宣言された。その後、1975年から「5月5日」の「公休日」に制定されたのである。

しかし、他の「公休日」に関しては、趣旨や目的が示されていないため、制定過程や経緯からその意味合い、そして趣旨や目的を確かめることにする。

(表4)で見えるように、「国慶日」には「三・一節」・「制憲節」・「光復節」・「開天節」・「ハングルの日 (한글날)」があるが、「制憲節」や「ハングルの日 (한글날)」については、すでに言及しており、また「公休日」ではないため取りあげないことにする。

そこでまず、「三・一節」とは、1919年3月1日、日本の植民地支配に抗拒する全国的な非暴力の独立運動である「3・1運動」(別称、「己未独立運動」とも言う)を記念するため制定されたものである。そして「光復節」では、1910年の日韓併合以降、様々な植民地政策、つまり韓国人に日本語の強要・創氏改名などの植民地支配から解放された1945年8月15日を祝うのである。なお「開天節」は、紀元前2333年10月3日、「檀君 (韓国の始祖)」が「王儉城」を都にして朝鮮 (一般的には朝鮮<1392~1896>と区別するため「古」を付けて古朝鮮とする)と名付けたのを、大韓民国 (韓国) の建国日として祝う日である。つまり、この日は『三国遺事』の説話によるもので、陰暦10月3日をそのまま陽暦に置き換えたものである。これは日本植民地支配期、中国の上海にあった韓国亡命政府の「大韓民国臨時政府」(1919年4月13日~1945年11月29日)の時から、すでに「記念日」として指

定されていた。

次は「名節」(歳時習俗)に関わる「公休日」であるが、陽暦「1月1日」は、年の初めであるという意味合いの「公休日」である。陰暦「1月1日」が「名節」の「スルナル (설날)」である。この「スルナル (설날)」は、「スル (설)」、「慎日」、「元旦」、「元日」、「新元」、「歳首」、「年首」、「端月」、「陰暦スル (설)」などの多様な名称がある。陰暦の年頭に当たって、「祭祀飲食 (祭需)」を供えて祖先を祀り⁽³³⁾、墓参りをする伝統的な「名節」である。なお、陰暦「8月15日」の「秋夕」は、「仲秋節」、「秋収節」、「ハンガウイ (한가위)」、「ガウイ (가위)」、「嘉俳」とも言う。新穀の「祭祀飲食」や新果物を供えて、「スルナル (설날)」と同じく祖先を祀り、墓参りをする「名節」である⁽³⁴⁾。

そして、宗教に関する「公休日」の「釈迦誕辰日」は別称として「四月初八日 (사월초파일)」とも言われる釈迦の誕生を祝う日である。また「基督誕辰日」は、「聖誕節」・「クリスマス: Christmas (크리스마스)」とも言い、イエスキリストの誕生を祝う日である。クリスマスは、1945~48年までのアメリカ軍政下の影響で設定されたものと考えられる。これら異なる宗教の仏教とキリスト教を同時に祝う「公休日」に定めている国家はほとんど例をみない。

(2) 「国民の祝日」と韓国の「記念日」

(表5)でみるように、日本の「国民の祝日」と韓国の「公休日」は、それぞれ対応する日が多くはない。そこで、「国民の祝日」に類似する韓国の「公休日」だけではなく、「国慶日」や「記念日」まで引用して比較を行い、両者の類似点や相違点を考察する。

(表6) 日韓の類似した「国民の祝日」及び「公休日」・「記念日」・「国慶日」

日本の「国民の祝日」	韓国の「公休日」・「記念日」・「国慶日」
元日 (1月1日)	1月1日<1月1日: 公休日>
成人の日 (1月第2月曜日)	成年の日 (성년의 날) <5月第3月曜日: 記念日>
建国記念の日 (2月11日)	開天節<10月3日: 公休日>
憲法記念日 (5月3日)	制憲節<7月17日: 国慶日>
みどりの日 (5月4日)	植木日<4月5日: 記念日>
こどもの日 (5月5日)	子供の日 (어린이날) <5月5日: 公休日・記念日>
海の日 (7月第3月曜日)	海の日 (바다의 날) <5月31日: 記念日>
敬老の日 (9月第3月曜日)	老人の日 (노인의 날) <10月2日: 記念日>
体育の日 (10月第2月曜日)	体育の日 (체육의 날) <10月15日: 記念日>
文化の日 (11月3日)	文化の日 (문화의 날) <10月第3土曜日: 記念日>
勤労感謝の日 (11月23日)	勤労者の日 (근로자의 날) <10月2日: 記念日>

<参考>

・「国民の祝日」: 2005年5月20日「国民の祝日に関する法律」(『法律』第43号)

・「記念日」: 2008年5月14日「各種の記念日などに関する規定 (각종 기념일등에 관한 규정)」(『大統領令』第20781号、韓国)

・「公休日」: 2005年6月30日に制定された「官公署の公休日に関する件 (官公署의 公휴일에 관한 件)」

(『大統領令』第18893号、韓国)

・「国慶日」: 2005年12月29日「国慶日に関する法律 (국慶일에 관한 法律)」(『法律』第7771号、韓国)

(表5)で確認してきた日本の「国民の祝日」と韓国の「公休日」の両者は、同じくカレンダーでは赤字に記され、公の「休みの日」である。この両者は対応するものが少ないが、例えば「元日」は「1月1日」、「建国記念の日」は「開天節」、「こどもの日」は「子供の日 (어린이날)」のようによく類似している。そこで、韓国の「公休日」ではない「記念日」や「国慶日」まで含めて考えると、(表6)のように、表面的には合致するものが多く、類似点も見られる。これらをより具体的に考察していく。

ところで、(図1)で確認してきたように、韓国では「公休日」や「国慶日」、そして「記念日」の関係が複雑であり、「公休日」である「国慶日」や「記念日」がある反面、休みではないものもある。

なお、すでに述べてきたように、日本では「元日」は戦前には「休日」ではなく、皇室では「新年節 (四方拜)」が行われていた日である。戦後は、「元日」という「国民の祝日」として定着している。一方、韓国の陽暦「1月1日」は紆余曲折の末、1日間だけの「公休日」となっている。何の名称も付けられていないことから、単に陽暦の年の初めに当たって、1日間だけを休むという意味合いと考える。

日本の「元日」に当たるのは、事実上、韓国の陰暦「1月1日」の「スルナル (설날)」であり、表面的にはともに帰省ラッシュ(Rush)といった共通点もある。しかし、日本は「お節料理」を囲む家族中心、韓国は「祭祀飲食」を作って祀る祖先祭祀が中心の休みと言えよう⁽³⁵⁾。

特に、「建国記念の日」⁽³⁶⁾は神武天皇が即位した日、「開天節」はすでに言及した檀君が「王儉城」を都にして朝鮮(古朝鮮)と名付けた日とされており、両者とも両国のナショナリズム(Nationalism)を象徴する「国民の祝日」と「公休日」である。

ところで、日韓の「こどもの日」や「子供の日 (어린이날)」は、ともに未来を背負っていく子供のために制定し、子供の健やかな成長を願うという共通点がある。

そこで、(表6)の「国民の祝日」に対応する「公休日」ではない「記念日」⁽³⁷⁾を含めて考えると、「成人の日」は「成年の日 (성년의 날)」(国家と民族の将来を背負う大人としての自負と責任感を与える行事を行う)、「みどりの日」は「植木日」、「海の日」は「海の日 (바다의 날)」(海と関わる事業の重要性とその意義、国民の海洋思想を高め、従事者の苦労を労う行事をする)、「敬老の日」は「老人の日 (노인의 날)」、「体育の日」は「体育の日 (체육의 날)」(国民体力の向上のため、各種の体典を含めてオリンピック<Olimpic>の理想を具現する行事を行う)、「文化の日」は「文化の日 (문화의 날)」(放送・雑誌・映画などマスメディア(Mass Media)の社会的価値を新たにし、文化芸術に関わる行事を行う)、「勤労感謝の日」は「勤労者の日 (근로자의 날)」(勤労者の苦労を慰め、勤務意欲を高める行事をする)にそれぞれ対応して類似している。

すなわち、「海の日」や「海の日 (바다의 날)」、「敬老の日」と「老人の日 (노인의 날)」

はほぼ同じ意味合いの日である。そして「体育の日」と「体育の日 (체육의 날)」もともに、オリンピックを開催した自国の自負に基づいて、その記念と国民の体力の増進を目的とした日である。なお「憲法記念日」は、韓国の「公休日」ではない「国慶日」である「制憲節」に該当するのである。この両者は、日本は敗戦によるアメリカGHQ支配のもと、韓国は米国軍政支配下で憲法が創案された。これらの背景や趣旨は酷似しているのである。

しかし、表面的には日韓が類似していてもその内容や背景が異なることもある。例えば、日本の「成人の日」は20歳になる人を対象に、各自治体が公民館やホールなどを借りて祝賀行事を行って大人として認めるのである。一方、韓国での「成年の日 (성년의 날)」は「記念日」としては存在しているものの、日本のような社会全体の祝賀行事もなければ、20歳になったとして、社会が大人という扱いをする認識も薄い。これについては、稿を改めて論じたい。そして、「みどりの日」や「植木日」は、ほぼ同じ意味合いの日であるが、実に日本は昭和天皇の誕生日からスライドしており、皇室ゆかりのイメージが強い。韓国では、植民地時代から荒廃していた禿げ山を緑化することを目指して定めた日である。なお、「文化の日」と「文化の日 (문화의 날)」については、日本のものが明治天皇の誕生日に起源をもつことが注意される。また「勤労感謝の日」と「勤労者の日 (근로자의 날)」であるが、日本は戦前の「新嘗祭」を行った日をこれに当てている。これに対し、韓国の「文化の日 (문화의 날)」・「勤労者の日 (근로자의 날)」はいずれも日本のような君主制との関わりはない「記念日」である。

すでに述べてきたように、特に日本では戦前の「休日」を受け継ぎながらも改称して、表面から天皇制に関わる名称は消えているものの、依然として天皇制の色合いが残っている「国民の祝日」が多いのである。つまり戦後、立憲君主制(象徴天皇制)を標榜しているが、「正月」・「建国記念の日」・「春分の日」・「昭和の日」・「みどりの日」・「秋分の日」・「文化の日」・「勤労感謝の日」・「天皇誕生日」がそれである。これらは韓国の「公休日」と表面的には類似しているものもあるが、その内容は大きく異なるのである。

特に、以下の韓国の「公休日」は日本と大きく異なっている。つまり、「公休日」に指定している「国慶日」の3つの中で、とりわけ2つの「三・一節」・「光復節」⁽³⁸⁾は、日本の植民地支配と関わるものである。「国慶日」には、近代国民国家成立以降の日韓関係が強く反映されていると言える。

この「三・一節」や「光復節」にとどまらず、「公休日」ではない、日本と関わる「記念日」も設けられている⁽³⁹⁾。つまり、4月13日の「大韓民国臨時政府樹立記念日」(1919年3月1日の独立運動を契機に樹立した大韓民国臨時政府の正統性と歴史的意義を偲ぶ)、11月3日の「学生の日 (학생의 날)」(学生が独立運動に加わったその精神を継承し発展させ、学生に自立と愛国心を涵養させるための行事を行う)、11月17日の「殉国先烈の日 (순국선열의 날)」(植民地支配のとき主権回復のため命を捧げた殉国者の独立精神と犠牲精神を後世に伝え、殉国者の労を偲ぶ行事を行うなどである。これらに関わって、1987年8月15日には「独立記念館」が建立された。また、植民地時代に政治犯、つまり独立運動

家を収監していた「西大門刑務所」を、1987年11月15日に刑務所の機能は義王市へ移転した上で、1998年11月15日「西大門刑務所歴史館」としてリニューアル（Renewal）公開している。

これどころか韓国では、前近代の文禄・慶長の役にまで遡って、日本関連の「記念日」を定めている。つまり、朝鮮を侵略した豊臣秀吉軍と海で戦って大きな勝利を収めた朝鮮の武臣である李舜臣の誕生日を記念するのが、4月28日の「忠武公誕辰日」である。

このように、韓国では「公休日」だけではなく、政府の定める「記念日」にまで日本関連のことが多い。さらには社会の施設、つまり記念館や資料館までも日本の植民地支配を題材にしているものが多い。

ところで、韓国の陽暦「8月15日」は植民地支配から解放された日として「光復節」とされ、「公休日」の「国慶日」であるが、同じ日が日本では「終戦の日」と言われている⁽⁴⁰⁾。しかし、日本の敗戦による8月15日なので、「敗戦の日」と言うのが正確で妥当であろう。この「8月15日」は「国民の祝日」ではなく、毎年「全国戦没者追悼式」が行われる⁽⁴¹⁾。「全国戦没者追悼式」の行事内容は、韓国の「公休日」である「顕忠日」⁽⁴²⁾と類似していると言えよう。

日本では、この陽暦「8月15日」の「全国戦没者追悼式」とは別に、「お盆休み」として「8月15日」を挟む前後2～3日間を合わせて、約1週間程度を休むのが一般的な傾向である。カレンダーには、陽暦・陰暦ともに「8月15日」は赤字の「国民の祝日」としては示されていないが、陽暦「8月15日」前後の1週間は事実上の休みに入り、赤字で表すカレンダーの「国民の祝日」とは合致していないが、いわゆる「お盆」休みである。

一方、韓国の陰暦「8月15日」は「秋夕」であって、季節的には日本の「旧盆」、休みや帰省の意味では「お盆」（陽暦8月15日）に該当する。韓国の「秋夕」は、日本の「お盆」と同様、墓参りをする⁽⁴³⁾。

そして、韓国では宗教に関する「公休日」も制定されており、世界3大宗教の中で、2つは「公休日」である。つまり、仏教の「釈迦誕辰日」⁽⁴⁴⁾・キリスト（Christ）教の「基督誕辰日」⁽⁴⁵⁾であるが、イスラム（Islam）教の「公休日」は指定されていない。しかし韓国では、イスラム寺院があり、少数ではあるが、信者がいる⁽⁴⁶⁾。アジア（Asia）では韓国とフィリピン（Philippine）がクリスマスをお盆に指定している。要するに、韓国では複数の異なる宗教に関する「公休日」を設けており、宗教に寛大な特徴が見受けられる。韓国は「儒教の国」と言われるほど社会に儒教の精神が強く内在しているが、9月28日の孔子の誕生日は「休みの日」ではない⁽⁴⁷⁾。ちなみに、台湾では孔子の誕生日は休みの日である。

実に（表6）における日韓の「国民の祝日」と「公休日」・「記念日」・「国慶日」が表面的に対応しても、日本の場合は天皇制が背景にあるのに対し、韓国では日本と関わる「公休日」と「記念日」が多く指定されている。これらこそが両国の社会を特徴づける大きな相違を生み出していると考えられる。

むすびにかえて

日本の「国民の祝日」と韓国の「公休日」を取りあげて、その変遷過程や趣旨の分析を通じて両国社会のあり方や特徴を考察してきた。

日本は明治期の1873年以降、そして韓国は大韓民国政府樹立後の1949年以降から独自の休みの日を制定してそれぞれ改正を行いながら、今日の「国民の祝日」や「公休日」として定着させてきた。日韓はともに陽暦のもとこれらの休みの日を通して自国の目指す方向性を、カレンダー（Calendar）に露呈させているのである。

概略的にまとめれば、次のような日韓の特徴が指摘できよう。日本は、明治期に制定した「休暇日」を、大正期には「休日」と改称し、さらに戦後の立憲君主制（象徴天皇制）のもとでは「国民の祝日」に変えたものの、依然として戦前の天皇制の影響を色濃く残している。つまり、戦前から引き継がれた休みに基づく「国民の祝日」は、その背景に皇室に由縁を持つものである。しかし、その他に「国民の祝日」は、経済発展を成し遂げた先進国として、ゆとりができたことを示している。つまり、週休二日制の定着に加えて月曜日固定の「ハッピーマンデー（Happy Monday）制度」や「振替休日」・「国民の休日」まで新設され連休が多くなった。5月上旬の「憲法記念日」・「みどりの日」・「こどもの日」を中心に「ゴールデンウィーク（Golden Week）」、9月下旬の「敬老の日」を中心に「シルバーウィーク（Silver Week）」という期間や言葉ができたのである。「国民の祝日」ではないものの、事実上、正月やお盆におけるそれぞれ約1週間程度の休みを考えると、年4回の大型連休が楽しめる状況である。これらの期間、つまり正月やお盆には概ね帰省、「ゴールデンウィーク」や「シルバーウィーク」には海外旅行を含む旅の傾向があると言えよう。

一方、韓国は日本から解放されて、政府を樹立した後、やっとなり自己社会を規定する独自の「公休日」を定めた。その「公休日」の特徴と言え、何よりも日本の植民地支配と関わる「公休日」の「国慶日」を制定して、それが潜在的な反日の社会環境、ナショナリズム（Nationalism）形成に大きな影響を及ぼしていると考えられる。特に、日本の植民地支配と関連する毎年の式典では、いつも過去の植民地支配に関する発言が絶えない。さらに、「公休日」ではないものの、植民地支配に関わる「記念日」が数多く設けられている。ところで、これらとともに「名節」（歳時習俗）の「公休日」である「スルナル（설날）」や「秋夕」は、陽暦のカレンダーを採択しながらも陰暦に指定し、しかも3日間の休みにしている。この際は、祭祀や墓参りを行うが、そのため帰省するのが一般的な傾向である。この「公休日」は、祖先崇拜を重んじつつ、その中で家族の絆を強める社会環境を作り上げている特徴がある。要するに、韓国の「公休日」には古来の「名節」を祝う伝統を重んずる精神に加え、日本に植民地支配をうけた史実を思い起こすことで国民の愛国心を呼び起こす意図も含まれると考えられる。

このように、日韓はカレンダーにみる「国民の祝日」や「公休日」を通して潜在的にそ

それぞれの独自のイデオロギー (Ideology) を形成させ、その社会のあり方を規定していると特徴づけられる。ことに、日本は天皇制を中心とするナショナリズム、韓国は植民地支配を媒介とするナショナリズムに繋がるような自己規定の要素がもっとも強く潜在している社会である⁽⁴⁸⁾。言い換えれば、日韓の「国民の祝日」や「公休日」は自己社会の規定にとどまらず、他の社会に対してもその規定の意味合いを訴えかけていると言える。

注

- (1) 張壽根「韓中日三ヵ国の国定公休日の比較 (韓中日 三국의 国定公休日 比較)」(『韓国民俗論攷』啓蒙社、1986年、韓国)
- (2) 崔吉城「東アジアの暦－その葛藤と調和－」(『韓国民俗への招待』風響社、1996年)
- (3) 金容儀「日本の「国民の祝日」の起源と変遷過程 (일본 「국민축일 (国民の祝日)」의 기원과 변천 과정)」(『日本文化学報』第8号、韓国日本文化学会、2000年、韓国)
- (4) 明治5 (1872) 年11月9日 (『太政官布告』第337号)
- (5) 前近代の韓国における陰暦7月15日は「百中」と言われる年中行事を行っていた。つまり、百姓は宴を開き、また祖先に初物を供えて祭祀を行った。
- (6) 魯成煥「韓国の百中と日本のお盆 (한국의 백중과 일본의 오봉)」(『比較民俗学』第35輯、比較民俗学会、2008年、韓国) 226～227頁。
- (7) 明治6 (1873) 年10月14日「年中祭日祝日ノ休暇日ヲ定ム」(『太政官布告』第344号)
- (8) 明治11 (1878) 年6月5日 (『太政官布告』第23号)
- (9) 明治12 (1879) 年7月5日 (『太政官布告』第27号)
- (10) 大正元 (1912) 年9月4日「休日ニ関スル件」(『勅令』第19号)
- (11) 1948年7月20日「国民の祝日に関する法律」(『法律』第178号)
- (12) 1973年4月12日 (『法律』第10号) 第3条第2項
- (13) 1985年12月27日 (『法律』第103号) 第3条第3項
- (14) 昭和2 (1927) 年3月4日「休日ニ関スル件」(『勅令』第25号)
- (15) 前掲1948年7月20日「国民の祝日に関する法律」(『法律』第178号)
- (16) 井上亘「元旦四方拝成立考」(『日本古代の天皇と祭儀』吉川弘文館、1998年)を参照されたい。
- (17) 日本では、法律で制定している「国民の祝日」の中で「記念日」という名称がついている「建国記念の日」・「憲法記念日」が存在している。この以外にも閣議決定や公的な機関・地方自治体の定める「記念日」がある。例えば、「広島平和記念日」(8月6日)・「長崎平和記念日」(8月9日)がそれである。一方、「記念日」という名称はついていないものの、「記念日」に等しい「全国戦没者追悼式」(8月15日)・「防災の日」(9月1日)もある。いずれの式典にも、総理大臣までが出席して行事を行っているが、「国民の祝日」ではない。
- (18) 1949年6月4日「官公署の公休日に関する件 (官公署의 公휴일에 관한 件)」(『大統領令』第124号、韓国)
- (19) 前掲崔吉城「東アジアの暦－その葛藤と調和－」69～70頁を参照されたい。
- (20) 日本のカレンダーは、陰暦ではなく、一般的に暦注の1つである六曜、つまり先勝・友引・先負・仏滅・大安・赤口の6種類を記している。
- (21) 1949年10月1日「国慶日に関する法律 (국慶일에 관한 法律)」(『法律』第53号、韓国)
- (22) 前掲1949年10月1日「国慶日に関する法律 (국慶일에 관한 法律)」(『法律』第53号、韓国)の第1条、**국가의 慶事로운 날을 記念하기 為하여 国慶日을 定한다.**
- (23) 2005年12月29日「国慶日に関する法律 (국慶일에 관한 法律)」(『法律』第7771号、韓国)

- (24) 「ハングルの日 (한글날)」は、「世宗大王の聖徳と偉業を追慕し、国家の発展に関する行事」を行う日である。その始まりは、『世宗実録』に世宗がハングル (한글) を頒布した日として記入されていることから、朝鮮語学会が主導して、1926年11月4日 (陰暦9月29日)、第1回「ガギャの日 (가가날)」を定めた。さらに1927年には、これを「ハングルの日 (한글날)」に改め、1940年7月には時期も「10月9日」に改めたのが、1960年「公休日」になったのである。
- (25) 1990年11月5日「官公署の公休日に関する規定 (관공서의 公휴일에 관한 규정)」(『大統領令』第13155号、韓国)
- (26) 2005年6月30日「官公署の公休日に関する規定 (관공서의 公휴일에 관한 규정)」(『大統領令』第18893号、韓国)
- (27) 解放後の韓国の憲法は、1948年5月10日、UNの監視のもと38度線以南 (ほぼ、今の韓国の領土に当たる)地域だけ総選挙を行って選ばれた国会議員が中心となって審議の上作られた。「制憲節」とは、その憲法が1948年7月17日、国会で議決されて、即日施行されたのを祝う日である。
- (28) 1973年3月30日、「各種の記念日などに関する規定 (각종 기념일등에 관한 규정)」(『大統領令』第6615号、韓国)
- (29) 2008年5月14日、24回目の改正の「各種の記念日などに関する規定 (각종 기념일등에 관한 규정)」(『大統領令』第20781号、韓国)における「各種記念日表」を参照されたい。
- (30) 前掲2008年5月14日「各種の記念日などに関する規定 (각종 기념일등에 관한 규정)」(『大統領令』第20781号、韓国)の定義によると、「植木日」は、「国民の植樹による愛林思想を高め、山地の資源化のための行事」を行うのである。植民地時代の伐採や薪を主な燃料としてきたことにより禿げ山が多かったが、今は燃料をガス・石油・石炭・電気などに切り替えたことで薪の使用は減り、緑化も進んでいる状況である。以下、「記念日」に関する趣旨は、この「各種の記念日などに関する規定」の明記によるものである。そして、「国軍の日 (국軍의 날)」は、「国軍の威容及び戦闘力を国内外に示し、国軍将兵の志気を高めるために行う行事」である。ところで、1956年の「国务会議」で陸・空・海軍それぞれの創立日が異なるのを、統合して10月1日に決めた。また、「国際聯合日」は、国際聯合の創立と「6・25事変」(1950年6月25日勃発：日本では朝鮮戦争とする)の際、「国際聯合軍が参戦した意を記念する」ための日である。1950年から定めた「公休日」であったが、10月の「公休日」が多いとのことで1976年から「公休日」から外し、「非公休日」の「記念日」となった。
- (31) 2005年5月20日「国民の祝日に関する法律」(『法律』第43号)
- (32) 前掲2008年5月14日「각종 기념일등에 관한 규정」(『大統領令』第20781号、韓国) 제6조2항, **어린 이날:어린이들을 옹고,슬기롭게,씩씩하게 자라도록 하기 위한 행사를 한다.현충일:호국영령의 명복을 빌고 순국선열 및 전몰장병의 숭고한 호국정신과 위훈을 추모하는 행사를 한다.**
- (33) 祖先の祭祀に関しては、拙稿「日韓社会の人生儀礼における「祭」とその始まり－前近代の状況を踏まえて－」(『言語と文化』第14号、甲南大学国際言語文化センター、2010年) 173～174頁を参照されたい。
- (34) 林在海「歳時風俗の変化と公休日政策の問題 (세시풍속의 변화와 공휴일 정책의 변화)」(『比較民俗学』第10号、比較民俗学会、1993年、韓国)によると、産業社会の発達や歳時風俗 (年中行事) と関わりのない「公休日」の制定によって歳時風俗の伝統文化を守ることができなくなっているとしている。さらに、韓国ではそもそも「秋夕」を重んずる地域、「端午」を重視する地域、そして「秋夕」や「端午」を同時に重んずる地域に分かれていたが、「秋夕」を「公休日」に制定することで地域の特徴が消えているため、「秋夕」と「端午」はそれぞれの地域別の「公休日」にしたほうが良いと主張している。
- (35) これについては、拙稿「韓国の正月－帰省や正月料理の意味合い－」(『教育タイムス』教育タイムス株式会社、2005年2月11日)を参照されたい。
- (36) 日本では、国家主義に反対し、歴史の歪曲により、国民を誤った方向に導こうとするという趣旨のもと、「建国記念の日」不承認の動きがある。『日本史研究』(第574号、日本史研究会、2010年)では、「建

- 国記念の日」不承認・京都府民のつどいを紹介している。
- (37) 前掲2008年5月14日「各種の記念日などに関する規定 (각종 기념일등에 관한 규정)」(『大統領令』第20781号、韓国)の「各種記念日表」の第2条第2項を参照されたい。
- (38) 韓国の「光復節」とは、文字の意味から「光」を再び取り戻した日と解釈できる。しかし、日本の過酷な植民地支配を強調したあまり、憲法で明記している大韓民国の政府は「大韓民国臨時政府」を継承するとのことを否定しかねない名称になっている。つまり、国内は植民地支配を受けていたが、「大韓民国臨時政府」が中国の上海で活動していたので、この臨時政府の継承やその存在を肯定する上では、「光」があったととらえるほうが、より整合性があると考えられる。
- (39) 以下の「記念日」は、前掲2008年5月14日「各種の記念日などに関する規定 (각종 기념일등에 관한 규정)」(『大統領令』第20781号、韓国)で明記されている。
- (40) 「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」(1967年8月1日『法律』第114号)で、8月15日を「終戦の日」としている。
- (41) 日本では、1963年5月14日の閣議決定によって、同年8月15日に政府主催の「全国戦没者追悼式」が行われるようになった。引き続き、1982年4月13日の閣議決定で、「8月15日」を「戦没者を追悼し平和を祈念する日」と命名して追悼式を行っている。他にも8月15日に先立て、広島や長崎に原爆が投下された日に毎年、「広島平和記念日(8月6日)」や「長崎平和記念日(8月9日)」という名称のもと同じく追悼式が行われる。
- (42) ジョンイム (지영임) 「顯忠日の創出過程－殉国先烈と戦歿将兵を中心に－ (顯忠日の創出過程－殉国先烈과 戦歿将兵을 中心으로－)」(『比較民俗学』第25輯、比較民俗学会、2003年、韓国)を参照されたい。
- (43) 今の韓国では、一般的に「スルナル (설날)」・「秋夕」・「清明」(陽暦4月4～5日頃)、または「寒食」(陽暦4月5～6日頃)に墓参りを行う。一方、日本では「お盆」・「彼岸会」(春分や秋分を中日とし、前後各3日を合わせた7日間)に行う。
- (44) 『人口住宅総調査』(韓国統計庁、2005年、韓国)によると、仏教信者数は全国民の22.8%と公表している。
- (45) 前掲『人口住宅総調査』(韓国統計庁、2005年、韓国)によると、韓国におけるキリスト教信者は全国民の29.2%である。その内訳は、カトリック (Catholic: 天主教) が10.9%、そしてプロテスタント (Protestant: 改新教) が18.3%である。
- (46) 前掲『人口住宅総調査』(韓国統計庁、2005年、韓国)では、その他、つまり天道教・韓国正教会・イスラムなどを合わせて、全国民の0.6%と記している。
- (47) 前掲『人口住宅総調査』(韓国統計庁、2005年、韓国)では、全国民の0.5%が儒教を宗教として信奉している統計になっている。
- (48) 戦後にも続く日本独自の年号はナショナリズムに近い側面があると考えられる。一方、韓国でも1948年9月25日「年号に関する法律 (年号에 관한 法律)」(『法律』第4号、韓国)が制定されて、かつて固有の年号である「檀紀」を用いた。この「檀紀」とは、紀元前2333年「檀君 (韓国の始祖)」が建国したという『三国遺事』の説話に基づいている。つまり、西暦に2333年を足すと「檀紀」になるが、1961年12月2日「年号に関する法律 (年号에 관한 法律)」(『法律』第775号、韓国)でもって「檀紀」の廃止を立法化し、翌年の1962年1月1日から施行されて、今日に至っている。